

(案)

静岡県立病院機構ネットワーク挙動監視用ソフトウェア導入運用管理委託契約書 (令和8年度～令和13年度)

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「甲」という。）と*****（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、静岡県立病院機構の既存ネットワークに挙動監視用ソフトウェアの導入と運用管理を乙が行うことを目的とし、その対価を甲が乙に支払うものである。

(作業内容)

第2条 本契約の作業内容は、別紙1「静岡県立病院機構ネットワーク挙動監視用ソフトウェア導入運用管理委託入札仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(委託期間)

第3条 この委託期間は、次の期間に分けるものとする。

- (1) 構築委託期間：契約日から令和8年8月31日までとする。
- (2) 運用管理委託期間：令和8年9月1日から令和13年8月31日までとする。

(委託費)

第4条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）を次のとおり支払うものとする。

- (1) 構築委託費：金*****円（うち消費税及び地方消費税の額*****円）
- (2) 運用管理委託費：金*****円（うち消費税及び地方消費税の額*****円）
(別紙「年額保守料一覧」のとおりとする。)

(支払方法)

第5条 本契約に関する支払い方法は次のとおりとする。

- (1) 構築委託：乙は、構築業務完了後契約書第13条に定める業務完了報告書を提出し、甲の検査による合格確認後、委託費を甲に請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して翌月末までに支払うものとする。
- (2) 運用管理委託：乙は、毎年の業務開始前に甲に当該年度の委託費を請求できることとする。請求時期は別紙「年額保守料一覧」のとおりとする。甲は請求書を受領した日から起算して翌月末までに支払うものとする。乙は翌月10日までに前月分の報告書（様式第4号）を甲へ提出すること。

(契約の変更)

第6条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲及び乙は、必要があるときは、相手方と協議の上、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託業務の内容の変更の程度に応じて、両者協議の上、委託費及び委託期間

を改訂するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第8条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) 乙が次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 甲又は乙は、正当な理由により一月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(再委託)

第9条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て、本契約の一部を第三者に再委託することができる。この場合、乙は、その再委託先に対し、乙が本契約に基づき甲に対して負う義務と同等の義務を負わせるものとする。

2 乙は、再委託先の履行について甲の責に帰すべき事由がある場合を除き、自ら本契約を遂行する場合と同等の責任を負うものとする。但し、甲の指定した再委託先の履行については、乙に故

意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。

(損害賠償責任)

第 10 条 乙は、次のいずれかに該当したときは、当該事由の直接的結果として現実に発生した損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 第 8 条第 2 項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。
- (2) 構築期間中に乙の責に帰すべき委託業務の成果物の誤りに起因して甲に損害を与えたとき、又は乙が委託業務の実施に関し、乙の責に帰すべき事由に起因して甲又は第三者に損害を与えたとき。但し、成果物の誤りに起因する損害については、検査完了後 6 ヶ月以内に判明し、乙に通知された誤りに起因するものに限って賠償を行うものとする。
- (3) 運用管理期間中に業務の処理に関して乙の責に帰すべき理由により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものは、甲が負担する。

(委託業務実施計画書及び主任担当者通知の提出)

第 11 条 乙は、本契約締結後速やかに仕様書に定める様式第 1 号「委託業務実施計画書」を甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 乙は、委託業務を主として担当する職員（以下「主任担当者」という。）を定め、仕様書に定める様式第 2 号「主任担当者通知」を甲に提出するものとする。主任担当者を変更したときも同様とする。

(処理状況の報告等)

第 12 条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(検査及び成果物の引渡し)

第 13 条 乙は、構築委託業務が終了したとき、仕様書内の様式第 3 号「構築委託業務完了報告書」に成果物を添えて甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めた場合においては、乙に対し前項の成果物の提出に先立って、成果物となるべき報告書について、その内容の説明を求めることができる。
- 3 甲は、第 1 項の委託業務完了報告書を受領したときは、速やかに検査を行うものとし、乙に対し、検査の立会及び成果物の内容説明を求めることができる。
- 4 前項の検査の結果、成果物の補修を要する場合は、乙は速やかに所要の補修を行い、再検査を受けなければならない。なお、甲から、提出後、10 日以内に通知がない場合は、委託業務は完了したものとみなされる。
- 5 第 3 項の検査又は前項の再検査に合格したときをもって、報告期間に係る委託業務が完了したものとする。

(運用管理委託業務報告等)

第 14 条 乙は、毎月の業務終了後の翌月 10 日までに、仕様書内の様式第 4 号「運用管理委託業務

実施報告書」甲に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。甲は、委託業務を処理する過程（準備期間も含む。）で乙が甲に開示、提供したアイデア、ノウハウ、その他の情報を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約終了後も継続するものとする。

(個人情報保護)

第 16 条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(委託費の処理)

第 17 条 甲又は乙が第 8 条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

(著作権の帰属)

第 18 条 この契約に基づき新たに作成し、甲に提供したプログラムの著作権については、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に基づく権利を含めて、甲乙両者の共有とする。この場合、甲及び乙は当該プログラムにつき、それぞれ相手方の了承及び対価の支払いなく自由に著作権法に基づく利用を行うことができるものとする

(補正)

第 19 条 成果物の検査完了後 6 ヶ月以内に、成果物に乙の責に帰すべき作業ミスがあることが判明したときは、乙は、合理的な範囲内で補正を行うものとする。

(成果物に対する乙の責任)

第 20 条 本契約の他の条項において明確に規定されている場合を除き、乙は、第 13 条第 5 項に定める委託業務の完了をもって、委託業務及び成果物に対する乙の責任は果たされたものとする。

2 乙は、甲又は第三者による成果物の使用の結果については、乙の責に帰すべき事由によることが証明された場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

(委託業務遂行時における第三者の権利侵害)

第 21 条 甲及び乙は、委託業務の遂行に当たり第三者の権利を侵害しないように、それぞれの担当する業務範囲において留意する。

2 成果物が第三者の知的所有権を侵害することを理由として、何らかの請求、異議等が申し立てられ、又は訴訟が提起された場合には、以下の事項を条件として、乙は、自己の責任と合理的な費用負担において当該申立てを解決するものとする。

(1) 甲が乙に遅滞なく当該請求につき書面にて通知すること。

(2) 甲が当該防禦又は解決についての全権を乙に与えること。

(3) 抗弁、和解等について、甲が乙の要請に従って乙に協力すること。

3 前項の規定にかかわらず、乙は次のいずれかの事由を原因とする侵害については、責任を負担しないものとする。

- (1) 当該申立てが甲提出の資料又は甲の指図に起因する場合
 - (2) 当該申立てが甲による成果物の改変に起因する場合
 - (3) その他乙の責に帰すべき事由以外の事由に起因する場合
- (合意管轄)

第 22 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。
(定めのない事項の処理)

第 23 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市葵区北安東 4 丁目 27 番 1 号
地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長 坂本 喜三郎

(乙)

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による委託業務（以下「本件委託業務」という。）を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3条 乙は、本件委託業務における個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第4条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本件委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 乙は、本件委託業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6条 乙は、本件委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、甲が同意した場合を除き、個人情報の取扱いを自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、本件委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 乙は、甲の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（取得の制限）

第8条 乙は、本件委託業務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第9条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務の履行により知り得た個人情報をこの

契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務を処理するため甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第11条 乙は、本件委託業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から提供された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、き損又は滅失(以下「漏えい等」という。)することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

- 2 乙は、甲から本件委託業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 乙は、甲が同意した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 乙は、本件委託業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、本件委託業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物等を持ち込んで使用してはならない。
- 9 乙は、本件委託による業務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第12条 乙は、本件委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し若しくは取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 乙は、本件委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(立入調査等)

第14条 甲は、本件委託業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

委託業務実施計画書

1 委託業務の名称

2 委託業務の内容

3 委託期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

作業内容	月 日									

上記のとおり実施したく計画書を提出します。

令和 年 月 日

地方独立行政法人 静岡県立病院機構

理 事 長 坂本 喜三郎 様

住 所

氏 名

㊞

主任担当者通知

令和 年 月 日

地方独立行政法人 静岡県立病院機構
理事長 坂本 喜三郎 様

所在地
商号または名称
代表者職氏名



次のとおり、委託業務における主任担当者を定めたので通知します。

1 委託業務名

2 主任担当者

所属名

補 職

氏 名

電話番号

FAX 番号

E - m a i l

(注) 一部業務の再委託者についても報告すること。

構 築 委 託 業 務 完 了 報 告 書

1 委託業務の名称

2 業務委託料 _____ 円

3 契約年月日 令和 年 月 日

4 実施期間 自令和 年 月 日
至令和 年 月 日

5 完了年月日 令和 年 月 日

上記のとおり実施したので、報告書を提出します。

令和 年 月 日

地方独立行政法人 静岡県立病院機構
理 事 長 坂本 喜三郎 様

住 所

氏 名

⑩

様式第4号

運用管理委託業務実施報告書

- 1 業務名 静岡県立病院機構ネットワーク挙動監視用ソフトウェア運用管理委託契約
- 2 業務実施年月 令和 年 月
- 3 業務内容 静岡県立病院機構ネットワーク挙動監視用ソフトウェア運用管理業務
- 4 特記事項

上記のとおり業務を実施したので報告します。

令和 年 月 日

地方独立行政法人 静岡県立病院機構
理事長 坂本 喜三郎 様

住所
氏名

印